

議員提出議案第3号

北朝鮮による5度目の核実験等に関する意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成28年10月12日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

森雅幹

福田俊史

上村忠史

内田博長

浜崎晋一

前田八壽彦

広谷直樹

澤紀男

北朝鮮による5度目の核実験等に関する意見書

北朝鮮は、9月9日に5度目の核実験となる核弾頭の爆発実験を実施した旨発表した。さらに8月3日及び9月5日には、弾道ミサイルを相次いで発射し、いずれも我が国の排他的経済水域に落下している。

こうした一連の行為は、国連安全保障理事会決議を無視して強行されたものであり、国際的な核軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑発行為である。とりわけ、世界で唯一の被爆国である我が国にとって、また、日本海を挟んで北朝鮮と相対し、日本海で多くの漁業者が操業活動を行う本県にとって、住民の生命・身体・財産の安全を脅かす行為として、断じて容認できるものではない。本議会は、これらの行為に対し強い憤りをもって断固抗議するものである。

このような北朝鮮の暴挙に対しては、国際社会においては各国が連携し、新たな国連安全保障理事会決議などを通じて北朝鮮への制裁・圧力を強化していくとともに、我が国独自の経済制裁等を徹底すべきである。

さらに、北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、核・ミサイル問題とともに早急に解決しなければならない問題である。

政府においては、北朝鮮との対話を継続しつつ、国際社会との連携をさらに強め、北朝鮮による核・ミサイル・拉致問題の包括的かつ早急な解決に向け全力を挙げて取り組まれるよう改めて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥取県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 様
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
拉致問題担当大臣